

# 今月のトピックス

令和4年4月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
 社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
 TEL : 03-5356-6377 FAX:03-5449-1088  
 TEL : 048-781-2651 FAX:048-726-0811  
 URL : <http://slmo.co.jp/>

※QRコードで弊社HPへアクセスできます ⇒



## 【育児休業中の社会保険料免除要件の見直し ~令和4年10月1日施行~】

育児・介護休業法に基づき「3歳未満の子」を養育している従業員は、所定の手続きを行うことにより育児休業中の社会保険料が免除されますが、この制度が令和4年10月1日より改正となります（施行日以後に開始する育児休業より適用）。

同じくして改正となる育児・介護休業法にて、「出生時育児休業（産後パパ育休）の創設」や「育児休業の分割取得」といった柔軟で取得しやすい育児休業が認められることとなりますが、これにより利用の増加が見込まれる短期間の育児休業について、現行の免除制度において生じている問題点・不公平感の解消を図るため、以下の通り改正されることとなりました。

	【現行制度】	【改正後】
月々	<p>▼ 月末時点で育児休業を取得している場合、その月の社会保険料が免除</p> <p>ケース① 月末 11月 月末 12月 月末                      育休 (11/25~12/5)                      ⇒11月の社会保険料免除</p> <p>ケース② 月末 11月 月末 12月 月末                      育休 (11/1~11/24)                      ⇒社会保険料の免除なし</p>	<p>▼ 月末時点で育児休業を取得している場合、その月の社会保険料が免除 <b>(変更なし)</b></p> <p>▼ 短期休業（育休開始月と育休終了日の翌日の属する月が同月）の場合、<b>同月内に14日以上</b>の育児休業等を取得した場合、<b>当月の社会保険料を免除</b></p> <p>ケース① 月末 11月 月末 12月 月末                      育休 (11/25~12/5)                      ⇒11月の社会保険料免除 <b>(変更なし)</b></p> <p>ケース② 月末 11月 月末 12月 月末                      育休 (11/1~11/24)                      ⇒<b>11月の社会保険料免除</b></p>
貰与	<p>▼ 月末時点で育児休業を取得している場合、その月に支給された貰与の社会保険料が免除</p> <p>ケース③ 月末 11月 月末 12月 月末                      11/15貰与支給                      育休 (11/25~12/5)                      ⇒貰与の社会保険料免除</p>	<p>▼ 貰与支給月の月末に育児休業を取得しており、かつ、育児休業の期間が<b>1か月を超える</b>の場合に限り、免除の対象</p> <p>ケース③ 月末 11月 月末 12月 月末                      11/15貰与支給                      育休 (11/25~12/5)                      ⇒<b>貰与の社会保険料は免除とならない</b></p>

## 【雇用保険料率変更について】

新型コロナウイルスの感染拡大や長期化を受け、令和4年度における雇用保険料率が下記の通り 2段階で引き上げとなりました。

\* 令和4年4月より0.5/1000（**事業主負担分のみ**）の引き上げ

\* 令和4年10月よりさらに4/1000（**労働者・事業主負担分それぞれ2/1000**）の引き上げ

	現行			令和4年4月~9月			令和4年10月~	
	労働者負担	事業主負担		労働者負担	事業主負担		労働者負担	事業主負担
一般の事業	3/1000	6/1000	→	3/1000 (変更なし)	6.5/1000	→	5/1000	8.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7/1000		4/1000 (変更なし)	7.5/1000		6/1000	9.5/1000
建設の事業	4/1000	7/1000		4/1000 (変更なし)	8.5/1000		6/1000	10.5/1000

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

【今月の担当：小河原】